

## 犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和 7 年 8 月 12 日

宮崎地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第 6 条第 1 項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

### 記

1 犯罪被害財産支給手続番号 宮崎地方検察庁 令和 7 年第 1 号

2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和 7 年 8 月 12 日

3 支給対象犯罪行為の範囲

(1) 支給対象犯罪行為が行われた期間

令和 5 年 12 月 13 日から令和 5 年 12 月 14 日までの間

(2) 支給対象犯罪行為の内容

能美賢治及び氏名不詳者らが、厚生労働省の職員や警察官等になりすまして被害者に電話をかけ、被害者名義の銀行口座が不正に開設されて使用されているから、被害者所有の現金が犯罪資金か調査する優先調査のために振込送金してほしい旨うそを言い、その旨誤信した被害者に、指定した銀行口座へ現金を振込入金させた行為。

4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

(1) 犯人らが支給対象犯罪行為において使用した氏名

ヨシダ、ササキ

(2) 主な犯行手口

被害者に対し、非通知で電話をかけ、厚生労働省の職員を名乗り、「保険証が悪用されている」「警察に届けられないといけない」等と話した後、警察官を名のる者に代わり、SNS アプリ「LINE」によるビデオ通話を持ちかけ、ビデオ通話内で、被害者名義の銀行口座が不正に開設されて使用されており被害者のマネーロンダリングへの関与が疑われている、被害者所有の現金が犯罪資金か優先調査できるが、そのために振込送金してほしい旨うそを言い、その旨誤信した被害者に、指定した口座へ現金を振込入金させる。

入金後、同アプリで被害者に対し「資産預かり証明書」なる PDF ファイルを送信する。

(3) 犯人らが振込入金先に指定した口座

みんなの銀行レインボーブリッジ支店

ノウミケンジ名義

口座番号 4050542

5 開始決定の時ににおける給付資金の額

金 147 万 2036 円

6 支給申請期間

令和7年8月12日から令和7年10月14日までの間

7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

- (1) 裁判所名 宮崎地方裁判所
- (2) 裁判年月日 令和7年3月25日
- (3) 確定年月日 令和7年5月7日
- (4) 被告人の氏名 齋藤 健
- (5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

被告人は、財産上不法な利益を得る目的で犯した詐欺の犯罪行為により得た現金の帰属を偽装しようと考え、能美賢治及び氏名不詳者らと共謀の上、令和5年12月29日、いずれかの場所において、前記能美が管理する株式会社埼玉りそな銀行加須支店に開設された同人名義の普通預金口座から、被告人が管理する楽天銀行株式会社フーガ支店に開設された同人名義の普通預金口座に前記詐欺により得た犯罪収益が混和した472万7407円の振込入金を受け、もって犯罪収益等の取得につき事実を偽装したものである。

(罪名)

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）

〒880-8566 宮崎県宮崎市別府町1番1号

宮崎地方検察庁 被害回復給付金事務担当

電話番号 0985-29-4167（直通）

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（宮崎地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記8のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分を

した検察官が所属する検察庁（宮崎地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。